

幼保小連携の実践と課題

— 神戸市を中心として —

Seeking Close Ties and Relationships between Kindergartens,
Nursery Schools and Elementary Schools in Kobe

洲 脇 一 郎 *
塩 津 恵理子 **
寺 本 迪 彦 ***

要 旨

教育施策で幼保小の連携・接続を取り上げない自治体はないといつていいほど一種の流行となっているが、連携の実態はどうであるのか。連携の障害となっているのは何か。神戸市の市立幼稚園、保育所と小学校を中心として、小学校のオープンスクールへの参加など特色ある取組を明らかにするとともに、今後の連携方策を検討する。

キーワード：連携と接続 情報交流 行事交流 スタートカリキュラム 研修

はじめに

「幼児期は、社会の一員として生きていくための道徳心、社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期です。ところが近年、子どもが幼児期においても身に付けておくべき自制心や規範意識が不足し、基本的な生活習慣が定着していないなどの課題が指摘されています。……いわゆる「小1 プロblem」が全国的な問題となっています。そこで、基本的な生活習慣と道徳性の芽生えを培い、規範意識を高めることを重点に、幼児教育において、「やるべきこと」や「やってはいけないこと」など、普遍的な規範を明確にして繰り返し指導することや、知（学ぶ意欲）・徳（規律）・体（体力の向上）をバランスよくはぐくむことを重視したカリキュラムを幼稚園と保育所が合同で研究・開発します。また小学校との組織的な連携を深めることにより、幼児教育の取組の充実を図ります。」これは大阪市の教育振興基本計画の改定案であり、計画年度は平成25年度から27年度で24年度中の策定が予定されている。大阪市は幼稚園と保育所で

* 発達教育学部 児童教育学科

** 神戸市こども家庭局

*** 発達教育学部 福祉臨床学科

研究会を設置し、カリキュラム開発を行い全市の幼稚園、保育所に周知するとしている。

横浜市が平成23年1月に策定した横浜市教育振興基本計画では「子どもが安心して意欲的に小学校生活を過ごすことができるよう、幼稚園、保育所のアプローチカリキュラムとの接続を図ったスタートカリキュラムを全小学校で平成22年度に作成し、幼児期の教育の成果を生かした学習を展開します。」と規定されている。

大阪市や横浜市の例を取り上げたのは大阪市や横浜市が幼保小の連携の実践において先駆的な自治体であるためではない。大阪市や横浜市だけではない。どの教育委員会の教育施策、計画において幼保小の連携が取り上げているといつていいだろう。その例示として大阪市と横浜市の事例を紹介したのである。

現在、声高に幼稚園、保育所、小学校の連携が叫ばれているが、その実践はどうなっているのか。連携の推進の課題は何なのだろうか。こうした問題意識から、本稿では神戸市の公立幼稚園、公立保育所、公立小学校の連携について検討を加えてみたい。ここでも神戸市の実践が特に優れていると評価しているのではなく、幼保小連携の実態の資料収集について協力をえやすいためである。しかし神戸市の実践と課題は多くの自治体に共通しているであろうと考えられる。

幼保小の「連携」と言ったり「接続」と言われたりする。連携と接続が同じ意味で使われたり、違う意味で使われたりしている。文部科学省は「連携から接続への取組」という使い方を示しており、教職員の人的交流や子どもの交流のように比較的取り組みやすい段階が「連携」、幼小の双方が教育上の課題を共有し、教育課程の編成・実施のように進んだ段階が「接続」であるとしている。しかしどこまでが連携でどこから接続なのか、人的交流が必ずしも簡単でなく教育課程の提示の編成の方が容易な場合もあるのではないか、さらにこの二つの言葉を区別する実益があるのか、といった疑問がある。本稿では連携、接続と同じ意味で使いたい。¹⁾

1 東京都等における幼保小連携の取組

周知のように、文部科学省は平成20年3月に幼稚園の教育要領、小学校等の学習指導要領を改正した。同時に厚生労働省は保育所保育指針を改正した。これらにおいて、幼稚園、保育所、小学校の連携についてかなり詳しく定められている。文部科学省及び厚生労働省は平成21年3月に「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」を編集し、幼保小の先駆的な実践事例の紹介を行った。平成22年11月、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」は「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」を公表した。報告は、ほとんどの地方公共団体で幼小接続の重要性は認識されているが、幼小連携の取組は十分でないと認識に立ち、①幼児期の教育と小学校教育の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方を示す②幼児期と児童期の教育活動をつなぎで示す③幼小接続の取組を進めるための方策（連携・接続の体制づくり等）を示す、を内容とするものである。スタートカリキュラムの編成の留意点などが示されている。報告はやや観念的で連携・接続の段階とし

て、ステップ0（連携の予定・計画がまだ無い。）からステップ5（接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。）に区分している。交流だけが実施され、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われていない場合はステップ2とされている。事例集とともに読まなければ理解しにくい点もある。²⁾

地方公共団体の主な取組を述べておこう。東京都教育委員会は平成21年7月に「(平成20年度間) 小学校第1学年の児童の不適応状況」について、小学校長及び教諭に対してアンケート調査の結果を公表した。この調査においては、児童の不適応状況とは「第1学年において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、教師の話を聞かない、指示通りに行動しない、勝手に授業中に教室の中を立ち歩いたり教室から出て行ったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数か月にわたって継続する状態をいう。」と定義している。校長と教諭の回答が食い違うところがあるが、ここでは主に校長の回答を紹介する。不適応状況は23.9%の学校で発生し、そのうち年度末まで不適応状況が継続した学校が54.5%に達する。不適応状況の態様では、「授業中、勝手に教室の中を立ち歩いたり、教室の外に出て行ったりする。」が68.5%, 「担任の指示通りに行動しない。」が62.1%, 「児童同士のけんかやトラブルが日常的に起きている。」が50.3%, 「教育的な配慮や支援を要する児童に教諭が個別的に対応している間に他の児童が勝手なことをしている。」が50.0%, 「私語が止まず、ざわざわしている。」が42.7%などとなっている。

不適応状態の発生要因として考えられるのは、「児童に耐性が身に付いていなかったこと」が66.9%, 「児童に基本的な生活習慣が身に付いていなかったこと」が65.9%, 「家庭の教育力が低下していること」が59.2%, 「担任が個別に教育的な配慮や支援を必要とする児童への指導と全体への指導の両方を適切にできなかったこと」が44.9%, 「児童に集団生活での経験が不足していたこと」が40.8%, 「担任が児童の変化に対応した指導ができなかったこと」が32.8%, などである。小学校の校長は不適応状態が発生する原因は、教諭の指導力の問題よりも児童に耐性や生活習慣が身に付いていない、家庭の教育力が低下していることと捉えていることである。この傾向は教諭へのアンケートでは一層顕著である。

不適応状態を解決するために実施した対応策は、「他の教師が学級に入り協力的な指導を行った」が62.7%, 「管理職が学級に入り協力的な指導を行った」が50.6%, 「教育委員会による人的措置を受けて対応した」が37.3%, などとなっている。不適応状況の発生の予防に効果的と思われる対応策は、「学級担任の補助となる指導員等の配置」が81.4%, 「1学年の人数の縮小」が63.5%, 「保護者の協力体制の確立」が55.6%, 「学級担任の指導力の向上にかかる研修」が52.0%, などである。

発生の予防の方策で注目されるのは、小学校側は人的な措置や1学級の縮小をまず求めていることである。逆に「保育所保育士や幼稚園における小学校との接続を見据えた幼児教育の充実」は43.2%, 「保育所や幼稚園教諭と小学校教諭との合同研修や意見交換などの充実」

は23.2%であり、幼小連携の効果にはやや懐疑的な面がありそうである。教諭の回答になるとさらにこの傾向は著しい。「保育所や幼稚園における小学校との接続を見据えた幼児教育の充実」は30.3%、「保育所保育士や幼稚園教諭と小学校教諭との合同研修や意見交換などの充実」は23.2%にとどまっているのである。小学校現場は人的措置を求めていたが、幼小の連携・接続の推進については校長も教諭もさほど熱心でないか、あるいは即効性のある措置を求めてみるとみることもできよう。

なお東京都教育委員会は平成22年度には「小1問題」に対応するために、加配を行った。東京都教育委員会は学級の大きさは一定の規模すなわち40人学級が適切であると判断し他の県教育委員会のように学級の規模を縮小する措置を行っていなかった。しかし文部科学省が平成23年度に国の措置として小学1年生の学級編制を35人学級としたため、加配措置を打ち切った。³⁾

東京都教育委員会は、平成22年3月に「就学前教育プログラム」を作成した。就学前教育と小学校教育の接続期に焦点を当て、就学前教育と小学校教育との円滑な接続のための保育所や幼稚園等と小学校との具体的な連携の方策を示そうとしたものである。連携の方策の視点として、①幼児と児童の交流（児童への憧れや小学校生活への期待感を高めるための幼児と児童の交流）②保育士・教員の交流（相互理解と指導の接続を図るための保育所保育士、幼稚園の教員と小学校教員との連携）③保護者への理解啓発（家庭教育を支援するための小学校生活や学習についての保護者への理解啓発）、を掲げている。

さらに平成23年3月には、「就学前教育カリキュラム」を作成した。乳幼児期の子どもの発達や学びの連続性を考慮しながら0歳児から5歳児の発達に応じて確実に経験させたい内容を明らかにするとともに、具体的な指導例を示したものであり、保育所が作成する保育課程、幼稚園が作成する教育課程に相当するものであるとしている。また小学校入門期における指導の接続を示している。就学前教育で子どもが経験してきた内容のうち、小学校入門期における各教科の学習において生かせることを明らかにして指導にあたる、就学前教育で子どもが経験してきた内容を踏まえて子どもに指導する事項を明らかにして指導に当たる、と述べている。

東京都教育委員会による小1問題の実態分析、就学前教育プログラムやカリキュラムの作成はもともと、包括的、体系的なものといえるであろう。それだけに特に現場の教員や保育士がカリキュラムを使いこなすのは相当の時間を要するであろう。⁴⁾

現場向けにコンパクトにまとめているのは平成22年10月に発行された品川区教育委員会の「～保幼小ジョイント期カリキュラム～しっかり学ぶ しながわっこ」である。品川区では5歳児10月から小学校1年の7月までを「ジョイント期」とし、この期間において育てたい力を「生活する力」、「かかわる力」、「学ぶ力」の3観点・10項目にまとめている。品川区では一つの小学校に入学してくる1年生の出身である保育園・幼稚園数は平均して15園程度である。「小学校へつながる保育・教育活動」の要点を述べるとともに、実践ガイドで具体的な指導の在り方を示している。「保育園・幼稚園・小学校それぞれに存在している「指導観」や「文化」には、大

きな違いがある。」とし、交流や授業参観等を通じて保育士・幼稚園教諭・小学校教諭が互いに理解に深めていくことの重要性を訴えている。ちなみに指導観や文化の違いは小学校と中学校の連携において強く指摘されていたことであり、品川区教育委員会は施設・組織が一体化した小中一貫校の設置などを行っている。⁵⁾

2 神戸市における連携の取組

(1) 神戸市内の幼稚園、保育所

はじめに神戸市における幼稚園、保育所の状況を示しておこう。幼稚園は151園、そのうち市立は43園、私立が108園、園児数は3歳児5,393人（うち市立76人）、4歳児8,235人（1,332人）、5歳児8,211人（1,433人）で合計21,839人（2,841人）である。園児数のうち市立幼稚園が占める割合は13.0%にすぎない。

保育所は196園、市立は67園、私立は129園であり、園児数は0歳児1,082人（うち市立348人）、1歳児3,169人（944人）、2歳児3,672人（1,125人）、3歳児4,083人（1,287人）、4歳児4,083人（1,400人）、5歳児4,115人（1,386人）で、全体は20,388人である。このうち公立は6,490人で公立の割合は31.8%である。⁶⁾

小学校は公立が圧倒的で170小学校のうち公立が166校である。幼稚園、保育所を修了すると、ほぼ公立小学校に進学するとみてよい。

このように就学前教育においては私立幼稚園、私立保育園の占める割合が多いことに注意されなければならない。大都市においては、幼稚園サービスを公的部門が提供すべきなのか、それとも民間に委ねるべきなのか、という議論があり、大阪市では2020年度までに公立幼稚園を全廃する方針が報じられている。また公立保育所についても縮小する方針である。（平成25年1月27日付『読売新聞』）。今後、私立の幼稚園、保育所の割合が一層高まっていくことが予想されるのである。

幼稚園、保育所、小学校の連携という場合、私立の幼稚園、保育所との連携をどうするのかが大きな課題の一つなのである。小学校の連携の相手として、公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育所、私立保育所の4つのタイプがあることになる。ここでは主として公立の幼稚園、公立の保育所における連携の取組を考えてみる。

(2) 公立幼稚園と公立小学校との連携の状況

平成21年3月に策定された神戸市教育振興基本計画では、「豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育を推進するために、私学を含めた幼稚園、保育所、小学校間の情報交換、連携を推進する。」とし、より具体的には「幼保小連携教育研究会を開催し、私学を含めた幼保小の連携を推進するとともに、『幼保小連携モデル地区』における実践研究を進める」とされている。これらの事業の推進状況は毎年点検評価され、結果が公表

されている。

ここでまず神戸市が実施している幼小の連携の事業を分類しながらその概要を述べよう。

平成23年度では市立幼稚園は小学校との連携が43園すべてで実施されている。年間の交流回数は1～5回が22園（51.2%），6～10回が13園（30.2%），11回以上が8園（18.6%）である。連携の内容は、「行事交流・参加」が多く40園（93.0%）、「一緒に遊ぶ」が38園（67.4%），教師間交流が29園（67.4%）などとなっている。平成22年度には「昼食交流」，「プール交流」も調査されており，昼食交流が28園（65.1%），「プール交流」が20園（46.5%）であった。文部科学省が示している連携・接続の段階では，ステップ0，ステップ1が0園，ステップ2が35園，ステップ3が7園，ステップ4が1園である。通常の幼稚園ではステップ2（年数回の授業，行事，研究会などの交流があるが，接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。）の段階に留まっている。次に各事業をみておこう。

①情報面での連携（情報交流）

幼児の教育・保育に関する記録は，制度上指導要録あるいは保育要録を入学する小学校に送付することになっているが，指導要録や保育要録で記述しきれないことは，個人情報に留意しながら口頭で小学校に伝えられると言われている。⁷⁾

②行事での交流（行事交流）

幼児が小学校を訪問し小学校の様子を見学したりする交流事業であり，もっとも盛んに実施されているといえるものである。授業や学校施設を見学したり，運動会や音楽会に招待されたりしている。幼児と児童の交流では，5歳児と小学校5年生や1年生との交流が多い。5年生は来年度6年生になり，1年生の面倒をみなければならないという意識づけになっている。

授業では秋や1月に1年生の生活科の「秋みつけ」（どんぐりごま，どんぐりコースターなど）や昔遊び（双六，折り紙，駒など）の授業に幼児が参加させてもらうこともある。1年生と幼稚園児が一緒に遊ぶ機会となっている。

また小学校の音楽専科や図工専科が幼稚園を訪問し，幼児に指導を行っている園もある。

③施設面や給食での交流

固定式のプールなど小学校施設を幼稚園や保育所に使用させる形での交流である。また給食を試食してみるという給食交流も実施されている。市立幼稚園にはないプールや給食によって，小学校生活への期待を高める役割を果たしているといえよう。

④教員間の交流

神戸市では従来から人権教育の一環として，神戸市域を43の地区に分け，それぞれの区域にある幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校が参加する「区域別学校園人権教育推進協議会」が開催してきた。その中で，各学校園が授業を教員に公開するとともに，教員が人権課題を協議している。他の校種の授業を参観するとともに，さまざまな教育課題を

話し合う機会になっている。「幼稚園での公開保育の機会が増えており、公開保育では小学校の参加者が増え、特に低学年の先生も来るようになった」という園長の声もある。

⑤教員の研修

教員の研修まで進んでいる例は少ないが、神戸市西区の玉津地区の8校園（中学校2校、小学校4校、幼稚園2園）の場合は、かなり先駆的な事例ということができよう。玉津地区の8校園は毎月1回校園長が集まり、さまざまな情報の交換を行っている。夏には幼小中の合同研究会が開催されている。平成24年夏の研修会は、「幼小中の教職員が学習指導および生徒指導について共に研修を深め、学校園間の連携・交流を図る」ことが目的とされ、分散会では「幼小連携」もテーマの一つとされている。

この地区の園児は4小学校に進学することなどもあり、また生徒指導に熱心な地域でもあることから、このような8校園の連携が行われてきているものと考えられる。

⑥スタートカリキュラム

神戸市教育委員会では、平成23年3月「スタートカリキュラム作成のための参考資料」を作成した。ごく簡単な参考資料であるが、スタートカリキュラムを小学校が抵抗なく受け入れられるよう工夫がされている。スタートカリキュラムがどの程度各小学校で編成されているのかは分からぬが、今後意識的に取り組む小学校が増えていくものと考えられる。⁸⁾

⑦小学校のオープンスクールへの参加

神戸市教育委員会では、保護者・地域との連携の推進のために授業公開を進めている。その一環として、幼稚園、保育所との連携を深めるために小学校のオープンスクールを全校で、ほぼ同じ時期に開催し幼稚園・保育所の幼児や保護者、教員・保育士も参加できるようにされている。幼児だけでなく保護者にとっても小学校を見学する重要な機会になるであろう。また小学校では、幼稚園や保育所に行事一覧を送付するなど、地域ごとの幼保小の連携を推進している。

平成24年度は1月22日に市内の全小学校でオープンスクールが開催された。「灘区の成徳小学校では1年生自身が案内役を務め、4クラスごとに学校生活の様子や学習の成果などを発表した。……入学直後といまの朗読を比べて成長ぶりを強調したりした。給食や朝会、掃除の決まりなどもアドバイス」（平成25年1月23日付『神戸新聞』）と報道されている。

⑧避難訓練における連携

大規模な災害時には、幼稚園や保育所の乳幼児を避難所である小学校にどう避難させるかは重要な問題であって、乳幼児の避難は小学生以上に困難が予想される。特に南海地震による津波発生時の避難訓練は幼保小の連携が求められるところである。

⑨『もうすぐ1年生』の配布

就学前の5歳児の保護者に神戸市教育委員会が編集した『もうすぐ1年生』が配布される。小学校へ就学するのに必要な注意事項などが書かれており、保護者の不安を解消し安心して、

また期待をもって小学校へ入学できるように配布しているものである。

⑩人事交流

神戸市では、幼保間、幼小間の人事交流は実施されていない。他の都市においては、幼保の職員採用を一括して採用を行ったりしているが、神戸市では実施されていない。今後検討されるべき課題であろう。

大阪市、京都市は幼稚園教員採用で小学校の免許を要求しているが、神戸市はそのような条件を課していない。そのような条件を課すことが幼小連携に資するとは必ずしも思われない。むしろ幼稚園と小学校の発達段階、指導法の差をきちんと認識したうえで、幼稚園、小学校に合った方法が工夫されるべきであり、免許を採用の条件にする必要はないであろう。

⑪こども家庭局の新設

神戸市では、平成24年4月にこども家庭局の新設が行われた。こども関係の担当部局を一元化するための措置である。子ども家庭局の所管は「子ども及び家庭に関する事項」（神戸市事務分掌条例）とされ、保育所、青少年の健全育成の事務がこれまでの保健福祉局等から移管された。幼稚園関係は「私立幼稚園就園助成に関すること」が教育委員会から移管されたが、市立幼稚園に関しては教育委員会の所管とされている。幼稚園が学校の1種である以上、教育委員会の関与は必要であるが、今後の幼保小の連携を推進していくうえでは、子ども家庭局と教育委員会の連携が何よりも求められる。

（3）市立保育所と小学校との連携

市立保育所と小学校との連携は市立幼稚園と小学校との連携ほど進んではいない。

平成24年度には、幼児と児童との交流は40保育所が実施（59.7%）、保育所保育士と小学校教員との交流は67保育所が実施（100%）、プール交流は28保育所が実施（41.8%）している。また小学校による研修（8区で実施、全体で保育士152人参加）が実施され、「就学前にのぞむこと」「1年生の生活と学習」「楽器の使い方」などが講話や見学・情報交換の形で実施されている。このほか「行事への参加」「小学校教員の保育への参加」などが行われている。

先の市立幼稚園の調査と項目が違っており比較できないのは残念である。こうした調査は教育委員会とこども家庭局で調整して実施すべきであろう。

3 幼保小の連携の障害と対応

幼保小の連携は市立幼稚園ではかなりの程度進んでいると評価できる。区域別の人権教育推進協議会の開催や小学校のオープンスクールの実施などは特色ある取組として全国的にも評価されるべきものである。しかし市立保育所、私立幼稚園、私立保育所をふくめた幼保小の連携という点では実態の把握も十分に行われていないのが実情である。ここで、幼保小の連携をさらに展開するために障害となっているものと今後の方策を検討しておこう。

①小学校からすると連携の相手方が多いこと

小学校側からすると連携の相手方が極めて多いことである。密接な連携を行うには相手が多過ぎる。品川区は1小学校に15園程度あるというが、神戸市においても同様であろう。したがって何かの行事の日程調整は困難である。小学校が実施するオープンスクールへの参加、小学校の年間行事日程の配布など多数の相手方に一方的に情報を伝えるといった方法を小学校はとらざるをえないことになる。

②小学校教員の理解を深める

幼保小の連携では幼稚園、保育所側が熱心であり小学校側はさほど熱心ではないと言われている。また小学校の校長は理解があるが低学年の担任は理解が不十分だという声もある。幼保小の実践を効果的に実施するためには、小学校の教員の理解の深化が不可欠である。東京都教育委員会のアンケートにみられたように、なぜ幼保小の連携が求められているのか、それを実施することによって結局は小学校の負担軽減につながることを理解してもらう必要がある。

③いきなり高度の連携は困難

市立幼稚園でも連携の程度はかなりの差がある。まして私立になると連携は大きな差があると思われる。したがって、最初から高度なことを目指さないで、できるところから始めざるをえないであろう。小学校の行事への参加のように比較的やりやすいことから始めるべきであり、教員・保育士の負担も考えながら連携を展開していかなければならない。スマーリスステップで次第に高度化を目指すべきである。

④小学校の教育課程との接続を目指すべきこと

「幼稚園と小学校の教育課程の接続関係がよく分からない」、「幼稚園教育と小学校教育の違いが十分理解されない」といった声も多い。簡単に実施できるスタートカリキュラムから次第に展開されたカリキュラムの編成を目指すべきであろう。簡単なものから複雑・高度なものに順次展開していかなければならない。

⑤指導観、文化の差があるのは当然

互いに授業・保育を参観しても「違いがあるな」で終わってしまっては連携の推進も困難である。むしろ幼稚園、保育所、小学校で指導観、学校文化・組織文化に差があるのは当然である。差があるからこそ連携の意味があるのである。幼稚園、保育所の側でも小学校の学習・生活に適応できる幼児の育成に留意すべきである。

⑥保護者をまきこむ

幼稚園や保育所だけで小学校に適応できる幼児の育成は困難であろう。自制心、指示に従うことなどは家庭教育においても教えておかねばならないことである。小学校に入学することは、幼稚園・保育所・小学校にとって保護者を啓発する重要な機会でもある。幼保小が連携して保護者を啓発する取組の実施が必要である。

おわりに

筆者の一人は、幼稚園の教員の研修や免許の更新講習で「幼稚園と小学校の違いは何ですか」と聞いたことがある。もちろん漠然とは分かっているものの意外に適切に回答が返ってこなかつた。現職の教員でも深く考えたことがなかったのであろう。小学1年生を担任し子どもの指導に悩まされたことがなければあまり関心がないのかもしれない。「幼稚園に教育課程があることを初めて知った」というようなアンケートもあった。校種間の連携は、お互いに関心を持ちあうことが必要であるし、その意味では全体としてまだまだ研修が不足しているのだろう。

そもそも幼保小の連携は困難な課題である。小中という公立が圧倒的なウェイトを占めている場合の連携でも指導観、学校文化・組織文化の差は容易に埋めがたいものがある。まして、幼稚園、保育所があり、それぞれ私立のウェイトが高く、それだけ教育施策は浸透しにくいであろう。

本稿では、神戸市を例として幼保小の連携を考えてみた。市立幼稚園、保育所では課題はあるものの着実に連携が進みつつある。オープンスクールや全市での研修など特色ある連携の取組もみられ、数年前より格段に前進している。要は持続的に取り組んでいくことだろう。教育課程、保育課程の充実につなげることによって、文部科学省がいう「接続」という段階に達することになるであろう。

最後に、多忙な中資料の調査にご協力頂いた神戸市教育委員会事務局指導課、各幼稚園長に感謝申し上げたい。

(注)

- 1) 最近の文献では『初等教育資料』第893号（平成24年12月）に掲載されている木下光二「幼児期から児童期への発達や学びの特性を生かした教育を考える」、湯川秀樹「接続期における『学ぶ』ということ」、大矢根裕子「幼児と児童の交流活動や教師間連携を進めるために」を参照。
- 2) 文部科学省・厚生労働省「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」（平成21年3月）。埼玉県熊谷市の「幼保小連絡協議会」など興味深い例も掲載されている。
- 3) 「(東京都)教育庁報」No.558（平成21年12月7日）。調査の名称は「東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況における実態調査について」である。「教育庁報」No.575（平成23年5月9日）「平成22年度 小1問題・中1ギャップ」、No.589（平成24年7月5日）「小1問題・中1ギャップの予防・解決のための「教員加配に関わる効果検証」に関する調査の結果について」などを参照。
- 4) 東京都教育委員会「就学前教育プログラム—就学前教育と小学校教育との円滑な接続のための保育所、幼稚園と小学校との連携の方策—」（平成22年3月）。構成は、第1章「就学前教育プログラム総説」、第2章就学前教育プログラム 全体計画 実施計画。
- 5) 東京都教育委員会「就学前教育カリキュラム」（平成23年3月）。第1章「総説」、第2章「保育・教育課程」、第3章「小学校入門期における指導の接続」。
- 5) 品川区『～保幼小ジョイント期カリキュラム～しっかり学ぶ しながらわっこ』（平成22年10月）。第1

章「保幼小連携の推進による質の高い保育・教育活動」、第2章「ジョイント期カリキュラム」、第3章「実践ガイド」、第4章「交流活動」、第5章「資料」で構成されている。

- 6) 神戸市『第88回 神戸市統計書（平成23年度版）』。幼稚園の統計は平成22年5月1日現在。保育所の統計は平成22年4月1日現在である。
- 7) 保育要録の取り扱いについては平成20年3月28日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」の中で「個人情報保護の観点からの留意事項について」が示され、適切に個人情報を取り扱うことが指示されている。幼稚園等を含め、指導要録と情報公開の問題があるが、現場が過度に情報公開を懸念しているのではないかという意見がある。
- 8) 神戸市教育委員会事務局指導課「スタートカリキュラム作成のための参考資料 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指して」（平成23年3月）。スタートカリキュラム作成のポイントやスタートカリキュラム単元配当一覧などが示されている。作成委員のうち幼稚園側の教員が1名だけで残りは小学校の教員であるのが問題である。もっと幼稚園や保育所の保育士を参加させることが必要であろう。